

平成24年9月土佐清水市議会定例会会議録

第23日（平成24年9月26日 水曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 報告第11号「専決処分した事件の承認について（平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）」の報告1件並びに議案第41号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」から議案第54号「債権の放棄について」までの議案14件、計15件並びに今期定例会で付託した陳情の審査結果について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 各委員会の閉会中の継続審査について

日程第3 議員派遣について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 14人

現在員数 14人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 14人

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 矢野川 周 平 君 | 2番  | 森 一 美 君   |
| 3番  | 小 川 豊 治 君 | 4番  | 西 原 強 志 君 |
| 5番  | 永 野 裕 夫 君 | 6番  | 岡 林 喜 男 君 |
| 7番  | 永 野 修 君   | 8番  | 岡 崎 宣 男 君 |
| 9番  | 瀧 澤 満 君   | 10番 | 岡 林 守 正 君 |
| 11番 | 仲 田 強 君   | 12番 | 井 村 敏 雄 君 |
| 13番 | 橋 本 敏 男 君 | 14番 | 武 藤 清 君   |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

な し

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |         |      |         |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 岡崎 光正 君 | 局長補佐 | 亀谷 幸則 君 |
| 議事係長   | 池 正澄 君  | 主 事  | 坂本 壮 君  |
| 主 事    | 今津 貴道 君 |      |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

**出席要求による出席者**

|                     |         |               |         |
|---------------------|---------|---------------|---------|
| 市 長                 | 杉村 章生 君 | 副 市 長         | 吉村 博文 君 |
| 会計管理者兼会計課長          | 酒井 紳三 君 | 税務課長兼固定資産評価員  | 浦中 伸二 君 |
| 企画財政課長              | 山田 順行 君 | 総務課長          | 山崎 俊二 君 |
| 消 防 長               | 濱田 益夫 君 | 消防次長兼消防署長     | 弘田 正明 君 |
| 健康推進課長              | 山下 毅 君  | 福祉事務所長        | 二宮 真弓 君 |
| 市 民 課 長             | 横山 周次 君 | 環境課長兼清掃管理事務所長 | 坂本 和也 君 |
| まちづくり対策課長           | 木下 司 君  | 産業振興課長        | 泥谷 光信 君 |
| 産業基盤課長              | 磯脇 堂三 君 | 水道課長          | 山本 豊 君  |
| じんけん課長              | 中山 直喜 君 | しおさい園長        | 倉本 和典 君 |
| 教育委員長               | 山脇 純子 君 | 教 育 長         | 村上 康雄 君 |
| 学校教育課長              | 黒原 一寿 君 | 生涯学習課長兼中央公民館長 | 山下 博道 君 |
| 教育センター所長兼少年補導センター所長 | 武政 聖 君  | 選挙管理委員会事務局長   | 徳井 直之 君 |
| 監査委員事務局長            | 中山 優 君  |               |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時 0分 開 議

○議長（岡林守正君） 定刻でございます。

ただ今から平成24年9月土佐清水市議会定例会第23日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出報告第11号「専決処分した事件の承認について（平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号））」の報告1件並びに議案第41号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」から議案第54号「債権の放棄について」までの議

案14件、計15件並びに今期定例会で付託した陳情の審査結果についてを一括議題といたします。

ただ今から、各委員長の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 西原強志君。

(予算決算常任委員会委員長 西原強志君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(西原強志君) おはようございます。

予算決算常任委員会審査経過の概要と結果報告を行います。

今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

まず、予算案について報告いたします。

1、議案第41号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」

(1)歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2)歳出中、2款1項3目15節 旧消防庁舎解体等一式工事について説明を求めました。

執行部によりますと、消防庁舎新築、移転により旧消防庁舎が普通財産に所管替えとなったことから、この建物の解体と跡地の舗装を行うものであり、その後の活用については、早急に方向性を出したいということでもあります。

これに対し、委員からは他の自治体が電気自動車の充電スタンドをつくったとの報道もあるが、これからの時代、特に電気自動車などかなり普及することが予想され、足摺観光に行けば、充電も可能とするための充電スタンドをつくったらどうか、また市内に入っても観光インフォメーションもない状況であるので、総合的な案内ができるような施設の設置とあわせて複合的な広場としたらどうか等の意見が出されるとともに、この跡地については長い期間放置することがないように早急な対応を求める意見が出されました。

同じく、3款1項2目19節 土佐清水市地域支え合い体制づくり事業費補助金について説明を求めました。

執行部によりますと、障害のある方等が食を通じて集える居場所づくりのため、社会福祉協議会のトイレをバリアフリー化する費用や軽量椅子等の備品購入に係る費用を助成するとのことでもあります。

委員からは、障害のある人の社会復帰や自立生活に向けた取り組みとして評価できるが、障害のある方の保護者の中には、他の人と触れ合うことを敬遠しがちな傾向にあるとのことであり、このような状況が解消されるような行政施策もお願いしたいとの意見が出されました。

これに対し、所管課としても、これからも積極的に外に出て皆さんの声を聞き、その声を障害者福祉に反映させながら充実させたいとのことであり本件につきましては了承いたしました。

なお、障害のある方がこのような事業へ参加すること等について現状では、何らかの支援がなければ困難な状況にあることから、自由に参加が可能となるような交通システムの整備を早急に求める意見等も出されました。

同じく、6款1項3目11節、足摺テルメ修繕料について説明を求めました。

説明によりますと、老朽化していた温浴棟の自動ドアやフロアーマットの敷き替え、雨漏りに係る修繕料等を計上しているとのことであります。

委員からは、足摺テルメへの支援は否定するものではないが、どこまで支援するのか疑問に感じる。小修繕も支援するのか。10万円以下の修繕については、指定管理者が行うという協定があったのではないかと。一定の取り決めも必要と思うがどうか等の意見が出されました。

これに対し、今回の新しい指定管理者ともリスク分担の協定を結んでいるが、その内容は、経年劣化、老朽化に伴う分については、協議の上で決定。通常のメンテナンスとメンテナンスに係る小規模修繕は指定管理者で実施することとしており、今回の修繕は今の指定管理者が決定するまでに壊れていた部分が主になっているとのことであり、了承したところではありますが、足摺テルメに限らず、市が指定管理者に委託している他の施設についても、指定管理者とリスク分担をしっかりと行い、そこだけ特別というようなことにならないよう状況を整えていただきたい等の意見も出されました。

その他の歳出については、特に意見もなく了承いたしました。

## 2、報告第11号「専決処分した事件の承認について（平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）」

議案第42号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」以上、2件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました予算案について、それぞれ承認、可決いたしました。

次に、議案第43号「平成23年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第49号「平成23年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算について報告いたします。

審査は、平成23年度歳入歳出決算資料を基本資料として、9月19日、20日、21日の3日間、市長、副市長、教育長、会計管理者、各関係課長などの出席を求めて、質疑並びに意見を述べ、これに対する執行部の説明を求める方法で行いました。

一般会計については、一般会計の総額は、歳入決算額116億979万3,478円、歳出決算額112億6,993万6,407円、歳入歳出差引残高3億3,985万7,071円、翌年度に繰り越すべき財源9,981万9,554円を控除後の実質収支額は、2億4,003万7,517円

の黒字決算となっております。

それでは、審査におきまして、指摘や要請などをいたしました主な事項について申し上げます。

1、議案第43号「平成23年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」

(1) 歳入中、1款 市税、11款2項1目2節 児童福祉費負担金の収入未済額について、その改善については例年指摘をしているところであるが、収入未済額の回収に向け、滞納者一人ひとりの状況調査を行うとともに、滞納者としっかりと向き合い、それぞれの状況に応じた対応を行うべきである。これによって必要であれば強制執行や法的手段も行うべきとの意見や、強制執行を行う場合でも、事務的な処理だけではなく、それぞれの事情を考慮し、市民の生活も守ることも必要ではないか等の意見が出されました。

同じく、17款1項3目 特別導入型肉用牛貸付基金繰入金について、委員よりさきの6月定例会において、土佐清水市特別導入型肉用牛貸付金20万円の債権放棄について、平成24年3月26日に土佐清水市の私債権の管理に関する条例に基づき専決処分したことが報告されたが、その旨、決算書に不納欠損した記載がない。誰が見てもわかるよう整理をすべきとの意見が出されました。

執行部によりますと、財産に関する調書・基金運用状況調書において、債権放棄について明記しているが、債権放棄の時期と調定を起す時期の関係から決算書には記載されない結果となり、今後、気をつけ、決算書にもあらわれるよう改めていきたいとのことであり了承いたしました。

同じく、19款3項1目 総務費貸付金収入（低所得者小口資金貸付金収入）について、この低所得者小口資金貸付金収入については、話がついたとの報告を受けていたが、依然として処理ができていないことから、改めてその状況について説明を求めました。

説明によりますと、現在2件の案件が残っており、それぞれ平成5年、平成13年に貸付しているが、本人と連絡がとれなくなったり、生活困窮等により回収が難しくなっているとのことであります。

委員からは、既に貸付から10年、20年近く経過している。土佐清水市の私債権の管理に関する条例の中で専決による処分も可能としていることから、いつまでもこの回収のため事務を引っ張ることなく、この条例に基づき、一定の整理も必要ではないかとの意見が出されました。

これに対し、債権回収については、周りの状況や、公平性も考慮すべきであるが、こういうことも整理しながら、条例に従った手続をとる等検討していきたいとのことであり、了承いたしました。

同じく、19款3項2目 民生費貸付金収入（災害援護資金貸付金元利収入）の収入未済額について説明を求めました。

説明によりますと、平成13年度高知県西南部豪雨災害で被災した方を対象に貸付した災害援護資金のうち滞納件数は10件とのことであります。

調査・面接を行った結果は、事情があり、無資力またはこれに近い状態であったり、子どもの養育費が必要であったり、生活費であったり、商売ができない状態になっていたり、返済が厳しい状態にあることであります。

委員からは、被災された方それぞれの事情があり、苦しい実態があるのは理解できるが、時間がたてばたつほど債権の回収は難しくなる。土佐清水市の私債権の管理に関する条例に基づき市長が裁量できる部分は素早く処理するとともに、債権回収に向けた独立した課の設置についても2年先と言わず、人員体制の強化も含め、早急な対応を行うよう要請いたしました。

同じく、19款3項4目1節 住宅改修資金貸付金元利収入の現在の状況について説明を求めました。

説明によりますと、平成24年3月末で20人、40件の案件が残っており、そのうち問題債権は5件。過年度分滞納額6,342万4,317円に対し、問題債権だけで4,285万8,327円となっているとのことでありますが、問題債権5件中、1件は、今期定例会に債権放棄の議案を提出しており、2件は競売の手続を進め、残り2件についても債権者の家族や連帯保証人が分割納入する状況になっているとのことであります。

これに対し、委員からは、問題債権が整理されるようになっていくことについて執行部の取り組みを評価するとともに、今後とも解消に向け頑張ってもらいたい等の意見が出されました。

その他、歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、3款1項2目20節 障害福祉タクシーチケットの利用状況について説明を求めました。

説明によりますと、対象者487名、使用枚数で換算すると327人が使用し、160人が未使用とのことであります。

利用されない理由としては、家族の支援が得られたり、自身で移動手段の確保ができる人や、使用した場合、幾らか自己負担が発生することもあり、あえてタクシーを使わなくてもという人もあり、また市が支出するものであるのも無理に使うことはない、どうしても必要であれば使わせていただくという人もいたとのことであります。

委員からは、真に必要とする人が気軽に使えるよう研究し、利用しなければ生活が困難な人、利用したくても自己負担ができない人等この制度が本当に必要な人が利用しやすいよう改めることも必要ではないかとの意見が出されました。

同じく、6款1項1目13節 商店街再生モデル事業、生活支援センターがんばろう屋の状況について説明を求めました。

説明によりますと、緊急雇用創出臨時特例基金や高知県の子どもの買い物支援事業補助金を活用し事業を実施しており、実績は宅配124件、配達150件とのことであります。本年1月からは移動販売を商店のない地区で実施しており、今年度はこの事業が定着するとともに、いずれの事業も少しずつではあるが件数が伸びてきているとのことであります。

委員からは、実績が上がっているとのことであるが、行政の支援が無制限にあるわけではなく、これだけの費用がかかるような事業を、がんばろう屋の事業収益だけで続けていけるかどうか、早い時期に見直しも必要ではないかとの意見や、この事業は高齢者の見守りであるとか、体の不自由な人へのサービスを提供しているが、ビジネスとして成り立たなければ、福祉施策として考え直すべきではないか等の意見も出されました。

これに対し、今のがんばろう屋の収益だけでは存続は厳しいと感じているが、過疎、限界集落、高齢者世帯の増加等この問題をどう位置づけるか、その方たちの交通手段をどう確保するのか、各地域からの要望にどう応えるか等を踏まえ総合的に判断し、状況も見ながら検証していきたいとのことであり了承いたしました。

その他歳出については、特に意見もなく了承いたしました。

2、議案第44号「平成23年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第45号「平成23年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第46号「平成23年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第47号「平成23年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第48号「平成23年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第49号「平成23年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、6件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のような意見を付して、当委員会といたしましては、議案第43号「平成23年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第49号「平成23年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算につきましては、全員一致により認定することに決しました。

なお、決算審査を通じまして、次年度の予算に反映するよう意見があった事項や各委員から

の指摘のあった事項などについては、今後の予算編成・予算執行においても十分留意されるように要請いたしました。

以上で、審査経過の概要と結果報告といたします。

○議長（岡林守正君） 総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君。

（総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（橋本敏男君） 総務文教常任委員会審査経過の概要と結果報告をいたします。

今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第52号「土佐清水市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第53号「土佐清水市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」

この2件の議案の審査に当たっては、近い将来、発生が予想される南海地震や3連動による南海トラフ巨大地震に備え、またさきの国の有識者会議の発表によるケースによると、最悪の場合、本市の津波高が全国で最も高くなっていること等を踏まえ、津波避難場所の再確認、自主防災組織や市内体制の充実を求める意見等が出されるとともに、地域防災計画の見直し・強化など、防災・減災について、より実効性の高いものとするよう要請し、了承いたしました。

2、議案第51号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」は、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（岡林守正君） 産業厚生常任委員会委員長 永野 修君。

（産業厚生常任委員会委員長 永野 修君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（永野 修君） 今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第50号「平成23年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

委員から、今回のように未処分利益剰余金を減債積立金などとして積み立てる際には、議会の議決が必要となったとのことであるが、それ以外の方法で処理する場合については、どうなるのかとの意見が出されました。

執行部によりますと、未処分利益剰余金については、議会の議決を経ないで処分することができるのは欠損金の補填に限られ、それ以外の方法で処理するには、条例または議会の議決のいずれかにより処理することとなっている。そのため、今回、より民意を反映するために議会の議決が必要と判断し上程したとのことであり、了承いたしました。



## 2、議案第54号「債権の放棄について」

委員から、私債権の回収に当たっては、職員の努力はわかっているが、できるだけ手だてを尽くすような取り組みを行うよう要望いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

続きまして、今期定例会で付託されました陳情の審査の概要と結果についてご報告いたします。

陳情第4号「清水保育園移設に関する陳情書」につきましては、近い将来発生するとされる南海地震において、本市の津波高が最大で30mを超えるとの予測が発表されている中で、海のすぐ近くに位置する清水保育園では、周囲に子どもたちが安全に避難する場所がなく、「未来の宝」である子どもたちを守るためにも、清水保育園を高地へ移設することを求める陳情であります。

また、その移設先においても、非常用必需品を確保することを市民1,139名の署名を添えて要望があったものであります。

委員から、高地移設に当たっては、財政的な面から容易ではないと思われるが、子どもたちを津波の犠牲にするわけにはいかない。清水保育園を含む市街地の3園、また将来的には民間の幼稚園との統合も視野に入れた長期的な計画を立てた上で、高地への移設に取り組むべきとの意見が出され、これに対して執行部としても、市街地の3園が統合し、高地へ移るということなどが喫緊の課題であり、今後、年次計画を立てて高地移設に取り組んでいく必要があると考えるが、まずは用地の選定について取り組みたいとのことであり、本件につきましては、採決の結果、全会一致で採決といたしました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（岡林守正君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻りください。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、今期定例会で付託した陳情の審査結果についても、あわせてお願いいたします。

質疑の方はございませんか。

橋本敏男君。

(13番 橋本敏男君自席)

○13番(橋本敏男君) 委員長にちょっと説明を求めたいと思います。

陳情の審査についてです。

陳情の審査については、基本的には一応3園を統廃合した上で、高台にというような委員長報告では執行部のほうから話があったということになってはいますが、一般質問等でも出てきましたが、3園の保護者なんかの了解、それはその委員会として聞き取るとか、議論、執行部に対する聞き取り、そういう形がなかったのかどうか、ちょっとお話をしてもらいたいと思います。

○議長(岡林守正君) 産業厚生常任委員会委員長。

(産業厚生常任委員会委員長 永野 修君委員長席)

○産業厚生常任委員会委員長(永野 修君) お答えいたします。

その件については、特に委員からは意見がなかったように思います。

○議長(岡林守正君) 13番、橋本敏男君。

(13番 橋本敏男君自席)

○13番(橋本敏男君) 特に意見がなかったようですから、一応、委員会での意見としては出てこなかったということなんですが、一般質問の中で、手順としてその3園の保護者の皆さんが統合をするということの手順を踏んだ上で、用地選定に入るということをちょっと市長のほうから述べられましたので、その辺が委員会の中で突っ込んだ議論があったのかなと思ってお聞きしましたが、ないようですから、それはそれで結構です。ありがとうございました。

○議長(岡林守正君) ほかに質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前 10 時 31 分 休 憩

午後 3 時 13 分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

報告第 11 号「専決処分した事件の承認について（平成 24 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 2 号））」を採決いたします。

報告第 11 号「専決処分した事件の承認について（平成 24 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 2 号））」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第 11 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、報告第 11 号は、承認されました。

次に、議案第 41 号「平成 24 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 3 号）について」を採決いたします。

議案第 41 号「平成 24 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 3 号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 41 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号「平成 24 年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決いたします。

議案第42号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第42号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号「平成23年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第43号「平成23年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第43号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は、認定されました。

次に、議案第44号「平成23年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第44号「平成23年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第44号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は、認定されました。

次に、議案第45号「平成23年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第45号「平成23年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第45号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は、認定されました。

次に、議案第46号「平成23年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第46号「平成23年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第46号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第46号は、認定されました。

次に、議案第47号「平成23年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第47号「平成23年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第47号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第47号は、認定されました。

次に、議案第48号「平成23年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第48号「平成23年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第48号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第48号は、認定されました。

次に、議案第49号「平成23年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第49号「平成23年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第49号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第49号は、認定されました。

次に、議案第50号「平成23年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を採決いたします。

議案第50号「平成23年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第50号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第51号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第51号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号「土佐清水市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第52号「土佐清水市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第52号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号「土佐清水市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第53号「土佐清水市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第53号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号「債権の放棄について」を採決いたします。

議案第54号「債権の放棄について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第54号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時25分 休 憩

午後 3時27分 再 開

○議長(岡林守正君) 休憩前に続いて会議を開きます。

次に、今期定例会で付託した陳情の審査結果について採決いたします。

陳情第4号「清水保育園移設に関する陳情書」の審査結果について採決いたします。

陳情第4号「清水保育園移設に関する陳情書」に対する産業厚生常任委員会委員長の報告は、採択であります。

陳情第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、陳情第4号は、採択と決しました。

ただ今、市議会議案第7号「南海トラフ巨大地震対策特別措置法の制定による津波地震対策の強化・支援を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第7号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第7号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第7号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

14番、武藤 清君。

(14番 武藤 清君登壇)

○14番(武藤 清君) 案文を朗読をいたしまして、提案理由の説明といたしたいと思えます。

南海トラフ巨大地震対策特別措置法の制定による津波地震対策の強化・支援を求める意見書  
(案)

東海、東南海、南海地震などが同時発生するマグニチュード9級の「南海トラフ巨大地震」について、国の有識者会議は8月29日、被害想定などを公表した。

これによると、死者数は最大で32万3,000人となっており、そのうち津波による死者は全体の7割の23万人に達するものになっている。浸水域についても最大で1,015平方キロメートルと東日本大震災の1.8倍となり、高知県西南部に位置し、太平洋に面する土佐清水市の津波高は3月の想定31.8メートルから全国で最も高い34メートルに上昇するとともに、津波到達時間も予断を許さないものとなっている。

このことは、あくまでも最悪の場合を想定した数値であり、発生頻度は極めて低いものとされてはいるが、全国で最大級の津波高が想定される土佐清水市の住民は3月の発表並びに今回の発表により、不安を抱えたままの生活を余儀なくされる状況となっている。

このような中、本市では、発生すれば甚大な被害をもたらす最大級の地震・津波も起こり得ることを念頭に置きながら、住民の生命と財産を守るため、これまでの防災に減災の視点を加え、その被害を最小限にとどめるべく対策強化に向けて取り組んでいるところであるが、国としても南海トラフ巨大地震への対策、これに係る地方への財政的支援等について最重要課題として取り組んでいくことが急務であると考えているところである。

よって、国におかれては、次の事項を盛り込んだ「南海トラフ巨大地震対策特別措置法」の制定を早急に行い、南海トラフで発生が危惧される巨大地震及び津波対策の加速化と抜本的な強化や支援を強く求めるものである。

#### 記

- 1 観測施設の早期整備及び予知・観測体制の充実・強化
- 2 巨大地震・津波に対応した緊急対策の実施及び財政支援制度の創設
- 3 巨大地震・津波に対応した地震対策大綱・応急活動要領の策定

以上、よろしくご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第7号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第7号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第7号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第7号「南海トラフ巨大地震対策特別措置法の制定による津波地震対策の強化・支援を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第7号「南海トラフ巨大地震対策特別措置法の制定による津波地震対策の強化・支援を求める意見書の提出について」原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第7号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第8号「郵便局ネットワーク維持等に関する意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第8号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第8号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第8号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

13番、橋本敏男君。

(13番 橋本敏男君登壇)

○13番(橋本敏男君) 案文を朗読し提案理由の説明に代えたいと思います。よろしく願います。

郵便局ネットワーク維持等に関する意見書の提出について(案)

日本郵政グループは、利用者の少ない郵便局で、窓口業務を隔日で行うなど営業の日数や時間を短縮する検討を始めたとのことである。

このことは、4月に改正郵政民営化法が成立し、全国どこでも郵便、貯金、保険の基本サービスを一体的に提供する「全国一律サービス」を義務づけたばかりのはずが、それに逆行する施策であると判断するところである。

このような取り組みは、近い将来の廃局も考えられ、ますますユニバーサルサービスの提供に支障が生じ、結局は地方の切り捨てにつながるものではないかとも考えられる。特に過疎化・高齢化が進行している本市にとって、その矛先が真っ先に向けられるのではないかと危惧されるところである。

住民サービスの観点や郵便局の公共性の観点から、全国どこでも同一のサービスが受けられることこそ郵便局の使命であり役割である。これを地域によって区分することは断じてあってはならないことである。

また、地方にとって、コミュニティーセンター的な役割を有した郵便局の運営・存続が求められており、今回の施策はこれにも逆行するものと言わざるを得ない。

よって、国におかれては、日本郵政グループに対し、採算性ばかりを重視した施策ではなく、郵便局の公共性を考慮した、都会・地方トータルでの経営方針を模索し、地域住民にも配慮した取り組みを行うよう要請する等格別の配慮を求めるものである。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第8号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしましたと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第8号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第8号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第8号「郵便局ネットワーク維持等に関する意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第8号「郵便局ネットワーク維持等に関する意見書の提出について」原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第8号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第9号「土佐清水市長 杉村章生君に対する問責決議について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第9号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第9号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第9号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、井村敏雄君。

(12番 井村敏雄君登壇)

○12番(井村敏雄君) 土佐清水市長 杉村章生君に対する問責決議(案)を朗読いたしまして、提案理由の説明といたしたいと思います。

平成24年9月定例会最終日において、市長は監査委員の選任につき議会の同意を求める議案の提出を行わなかった。

議会選出の監査委員の選任について、土佐清水市議会では議員間の総意により2年ごとに決定しているところであるにもかかわらず、恣意的にそれを行わなかった。

本来ならば、会期中でもあり、地方自治法にも規定されているように速やかに選出しなければならない。

今期定例会は、監査委員選任後所定の期間が経過し、辞表も提出され、新たな監査委員選任

が必要となっていたところであるが、市長は監査委員選任の同意議案の提出を見送るということである。

前回の監査委員選任の際には、議会の意思を尊重する旨の話をしておきながら、今回、見送る理由については「自分を支援してくれた議員からのたつての願いであり、それを退けるのは選挙でお世話になった義理が立たず、円満に解決をするため」としており、12月定例会まで引き延ばしを図ろうとするものである。

このような行為は、監査制度を私物化し、議会对応を私的な感情でゆがめるような行為であり、断じて許せるものではありません。

いくらこの議案提出権は市長にあるとはいえ、今回の議会提出を見送った行為は、明らかに住民代表である議会の意思を無視したものと看做さざるを得ず、さらに、このことにより、市民の信頼を大きく裏切るもので、本市監査行政の執行にも支障をきたすのではないかと危惧されるところである。

よって、土佐清水市議会は、市長に対し、断固抗議するとともに、今後このような行為を二度と行わないよう強く反省を求め問責を決議する。

平成24年9月26日、土佐清水市議会。

どうか、議員の皆さんのご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第9号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第9号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第9号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

7番、永野 修君。

(7番 永野 修君登壇)

○7番(永野 修君) 土佐清水市長 杉村章生君に対する問責決議に対しまして、私は反対の立場で討論を行います。

今朝から開会とほぼ同時に休憩がとられました。1時まで休憩ということで、10分前にこちらの席で待っておりましたところ、3時まで休憩するということが伝えられました。

私たちはどういふことで休憩が延々と続いているのか、中身がわからないままに、本当に不安な気持ち、それからいらいらする気持ち、そういうことで今まで待たされたわけですが、中身を見てみますと、市長に対する問責決議ということだったようでございます。

それぞれ皆さん、それぞれ議員、それぞれ個人個人は言いたいこと、それから市長に対する思い、それぞれがあろうかと思いますが、まず、11時前からこの時間まで、何の連絡もなしに休憩が延々と続いた。このことについて私は大変不満をもっているものでございます。問責決議の中身について、今、12番議員より提案をされましたので、中身の良し悪しはほとんどわかりません。ただ、その中で非常に私は気になるところがございます。多分、これを書かれた皆さんは、ここが大変一つの大きなみそではないろうかと思うわけですが、それは中ごろにありますけれども、今回見送る理由というところで、自分を支援してくれた議員からのたつての願いであり、それを退けるのは選挙でお世話になった義理が立たず、円満に解決するためとしておるといふところでございます。我々は、このことについて、本当に心外でございます。我々という言葉が適当じゃないかもわかりません。私は、ここにおる議員の中で、選挙で市長を支援したのは3人だと思っておりますが、そのほかにあるかもわかりませんが、少なくとも我々3人同志会としては、こういうことの表現は至って不満でございます。不適切でございませぬ。そういうことをこの議場で申し上げて、中身については言いません。ああじゃこうじゃ言いませんが、この表現は至って不適切です。我々はこういうことを言っておりませぬ。そういうことでこの問責決議に対しては、反対をしたいと思ひます。

以上でございませぬ。

○議長(岡林守正君) 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 討論なしと認めませぬ。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第9号「土佐清水市長 杉村章生君に対する問責決議について」を採決いたします。

市議会議案第9号「土佐清水市長 杉村章生君に対する問責決議について」原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、市議会議案第9号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市長から諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」並びに諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の諮問2件の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、諮問第1号並びに諮問第2号の2件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号並びに諮問第2号の2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

諮問第1号並びに諮問第2号の2件を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(岡林守正君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 杉村章生君登壇)

○市長(杉村章生君) ただ今ご提案いたしました諮問第1号並びに諮問第2号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

人権擁護委員として、基本的人権を擁護するため、侵犯の防止及び適切なる措置並びに指導等にご尽力を賜っております植木市恵氏、小林正伸氏が、本年12月31日をもって任期満了となります。

植木氏は、平成12年10月より、小林氏は平成16年1月より同委員として献身的に活躍され、ご尽力を賜ってまいりました。この間のご苦勞とご努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

両者の後任につきましては、川口次男氏と亀井松美氏を推薦いたしたいと思います。

川口氏は、民生・児童委員、男女共同参画推進プラン策定委員長を務めるなど、幅広く活躍

されております。

亀井氏は、食生活改善推進委員会会長を務め、積極的に地域活動に貢献されているところであります。

お二人とも地域住民からの人望も厚く、人柄も温厚で人権擁護委員として最適者と考えております。

なお、人権擁護委員は、議会のご意見を賜り、候補者として法務大臣に推薦することとなっておりますので、議会にお諮りするものであります。どうかよろしくご答申を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岡林守正君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でもありますので、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決いたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決することに決しました。

直ちに採決いたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」同意の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号は同意されました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」同意の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、諮問第2号は同意されました。

日程第2、「各委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から会議規則第104条の規定により、それぞれお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第160条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等の諸手続について、議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の議員派遣については、必要に応じ議長に一任することに決しました。

以上をもちまして、今期定例会の全日程を終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 杉村章生君登壇)

○市長(杉村章生君) 閉会に当たりまして、一言御礼とご挨拶を申し上げます。

今議会は、9月4日開会以来、3週間余にわたり、長期間ご熱心にご審議賜り、それぞれ適切なるご決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

開会冒頭には、議長、副議長も交代されました。前正副議長には、2年間本当にご苦労さまでございました。

新正副議長には、今後2年間にわたり、よろしくご指導と円満なる議会運営にご尽力くださいますよう切望するものであります。

また、各常任委員会等も交代されました。どうか向こう1年間よろしくお願い申し上げたいと存じます。

今議会は、決算審査もあり、3日間特別にご審議され、いろいろとご指摘、ご意見、ご助言もいただきました。今後の行政運営に十分反映していきたいと考えております。

さて、中央政治も新しい局面を迎え、新しい展開も予想されます。地方にもその影響が波及するであろうと予想しております。国際政治も緊張感が出てきました。私たちはまずお互い健康で、市民の安心・安全の行政を進めるために努力し、さらに一層の発展に向けて、当面、来



年度予算への展望、そして緊急の防災・減災対策へと全力で取り組みたいと存じます。なお一層のご協力と皆様のご健勝を願い、市民福祉の前進と飛躍に向けて努力をすることをお約束しつつ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡林守正君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月4日開会以来、本日まで23日間にわたり、提案されました多くの重要議案について、終始熱心にご審議いただき、本日、その全議案を終了し、無事閉会の運びとなりましたことは、各位とともにまことにご同慶にたえません。

執行部におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各常任委員会では出されました各議員の意見を十分尊重しつつ、市政各般における向上を期し、さらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

また、今期定例会初日に議長選挙が行われ、議員各位の温かいご推挙を賜り、私が議長に就任することになりました。私は、みずからの浅学非才を顧みまして、責任の重さを一層痛感いたしておりますが、本市の発展と市民福祉の推進並びに円滑な議会運営のため、誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。

議員並びに執行部各位のなお一層のご指導・ご協力をお願い申し上げます。

なお、平成24年9月5日、法律第72号により、地方自治法の改正が行われ、議会の会期を通年とすることができることなどの改正が公布されたところでありますので、当議会といたしましても、会期を通年とすること等について、議会運営委員会に調査・研究を諮問したところであります。

終わりに、今会期中に賜りました議員・執行部関係各位のご協力に対し、重ねてお礼を申し上げます。閉会の挨拶といたします。

これをもちまして、平成24年9月土佐清水市議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。（拍手）

午後 4時01分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員